

連合三重

No.205

2018年11月19日発行

日本労働組合総連合会
三重県連合会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

TEL.059-224-6152

FAX.059-223-3633

発行責任者 伊藤 公 則

編集人 廣瀬 純 子

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

HPアドレス <http://www.rengo-mie.jp/>

メールアドレス info@mie.jtuc-rengo.jp

次の飛躍へ 確かな一歩

～第30回大会～



▲すべての議案が承認され、最後に全員でガンバロー三唱で締めくくった。

10月26日に開催した第30回大会では、多くのご来賓のみなさまをはじめ、代議員(125名うち女性12名)の出席のもと、2019年度運動方針、予算、役員補欠選挙などすべての議案について、ご承認いただきました。

主催者を代表して吉川会長は、

①労働組合の社会的機能について
企業の不祥事、長時間労働による過労死・過労自殺、人員不足の状況下での名ばかり管理職、障がい者雇用の算定誤りなど憂慮すべき問題が多い。労働組合は、健全な経営を実践するためには欠かさない社会的機能であると同時に、働く者にとって安心と安全を確保する機能を果たしている。今一度強固なチェック体制の機能をお願いしたい。

②働き方改革関連法への対応について

各組織においては、36協定の厳格化に取り組むとともに、労働時間管理の徹底をお願いしたい。連合では、クラシノソコアゲ応援団!連合キャンペーンで「Action!36」を全国展開し組織内外に36協定の重要性

を発信していく。

③第19回統一地方選ならびに第25回参議院選挙について
本日推薦決定をいただく立候補予定者の必勝に向けて力を合わせなければならない。各組織の各段のご理解とご協力をお願いしたい。

④結成30周年について
結成以来、連合運動に尽力された多くの先輩方から次代のバトンを受け継ぎ、現在に至る。30周年を節目に、さらに次なる時代に向けた団結と社会的影響力の強化をめざしたい。

上記4点について述べました。

私たち連合三重が取り組むすべての活動は、「働くことを軸とする安心社会」に繋がっています。本年度も引き続き、構成組織、地協のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



▲私鉄総連の新規加盟
鳥羽シーサイドホテル労働組合
執行委員長 木田好尚さん



▲UAゼンセンの新規加盟
リゾートトラストユニオン鳥羽支部
執行委員長 柴田常一さん

1000万連合に向けた新規加盟組合の紹介

構成組織名	労働組合名
自治労	第五ときわみ職員労働組合
UAゼンセン	グッディ労働組合
〃	リゾートトラストユニオン鳥羽支部
私鉄総連	鳥羽シーサイドホテル労働組合

退任された役員のみなさま

副会長	藤井 明彦	UAゼンセン三重県支部
副会長	伊藤 善雄	全電線三重地方協議会
副会長	新沼 祐介	JEC連合三重地方連絡会
副会長	峯 孝二	私鉄総連三重県協議会
執行委員	石橋 悦子	三重県教職員組合
執行委員	平川美由紀	全電線三重地方協議会

新たな役員のみなさま

副会長	楠本 敏久	UAゼンセン三重県支部
副会長	宮崎 真樹	全電線三重地方協議会
副会長	矢田 暢也	JEC連合三重地方連絡会
副会長	竹原 史郎	私鉄総連三重県協議会
執行委員	小林美奈子	三重県教職員組合
執行委員	清水佳奈恵	全電線三重地方協議会

ディーセント・ワーク世界行動デー

すべての人に
ディーセント・
ワークを!

「ディーセント」って
どんな意味が知ってるかな?

●「ディーセント」とは...

de-cent [dis:nt] [形]
1. きちんとした、適切な、受当な
2. 魅力的な
3. 相当の

●「ディーセント・ワーク」とは...

直訳すると「きちんとした仕事」
あるいは「適切な仕事」。
定訳としては「働きたいのある人間らしい仕事」とされている。



連合を含む世界163カ国・地域の1億8,100万人の労働者が結集するITUC(国際労働組合総連合)は、「公正なグローバル化を通じた、持続可能な社会」をめざして、毎年10月7日を「ディーセント・ワーク世界行動デー」と定め、世界中で一斉行動を呼びかけています。



▲大会終了後、全員でアピール行動

「働き方改革関連法」の内容

法律	内容
①雇用対策法改正	働き方改革の基本方針の策定等(労働施策総合推進法案に衣替え) 罰則付きの時間外労働の上限規制
②労働基準法改正	時間外労働の割増賃金率(50%)の中小企業の猶予措置廃止 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務 高度プロフェッショナル制度の創設
③労働時間等設定改善法改正	勤務間インターバル制度の努力義務化
④安全衛生法 ⑤じん肺法改正	産業医・産業保健機能の強化
⑥労働契約法 ⑦パートタイム労働法 ⑧労働者派遣法改正 (=同一労働同一賃金の法整備)	有期・パートタイム労働者に関する均等・均衡待遇規定の整備 労働者に対する待遇の説明義務の強化 行政による履行確保措置・裁判外紛争解決手続きの整備 派遣労働者に関する均等・均衡待遇規定の整備

労働基準法改正の内容

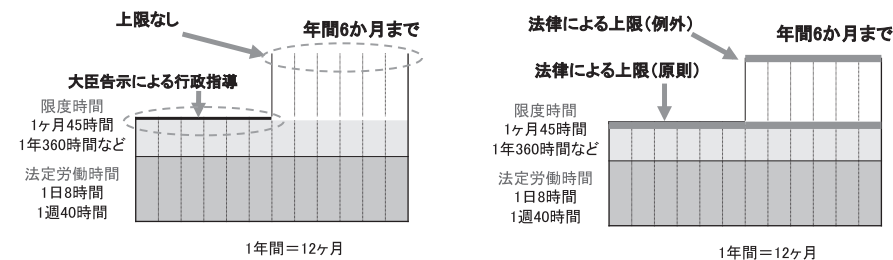
1. 時間外労働の上限規制

これまで

- 36協定での延長時間は、告示で限度時間を定めているものの、あくまで目安のため、法的拘束力はなし
- また、「特別条項付き36協定」を締結すれば、例外的に限度時間を超えることも可能

改正後

- 時間外労働の限度時間(原則的上限)は、**月45時間、年360時間**。
- ただし、一時的な業務量の増加がやむを得ない場合の上限については
 - ① **年間の時間外労働は720時間以内**
 - ② **休日労働を含んで、2ヵ月ないし6ヵ月平均は80時間以内**※
 - ③ **休日労働を含んで、単月は100時間未満**
 - ④ **月45時間を超える時間外労働は年半分を超えない(1年について6ヵ月以内)**



2. 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

これまで

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

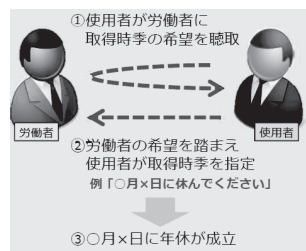
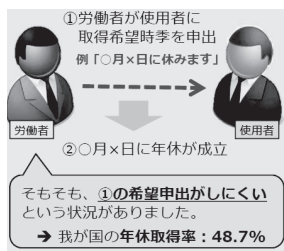
改正後

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

3. 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務

○使用者は、10日以上[※]の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。

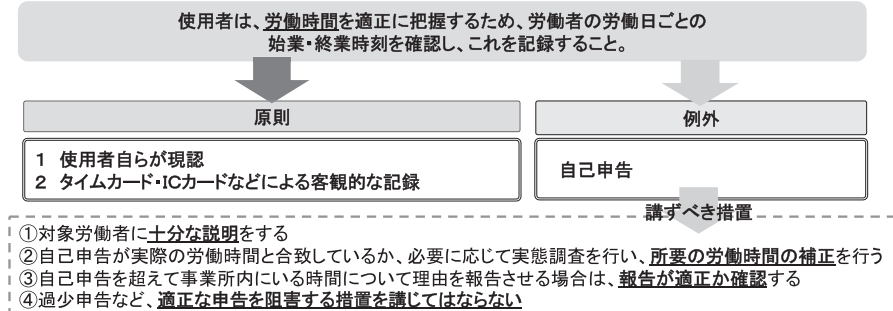
※年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。



CHECK! 既存の所定休日との関係

4. 労働時間の客観把握

参考:労働時間適正把握ガイドライン



働き方に関する法律が変わります!

2019年4月1日から、働くことに関するルールを定めている法律、労働基準法が改正されます。

改正内容には、罰則付きの残業時間の上限規制の導入、年次有給休暇の時期指定、労働時間の客観的把握の義務など、私たちの働き方に大きく関わる内容が盛り込まれています。

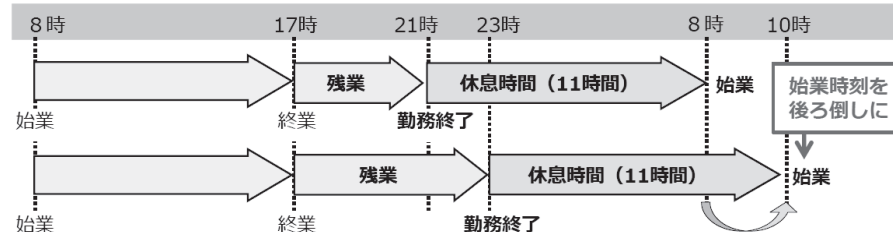
これを機会にもう一度、職場の労働条件を見直し、働きやすい職場にしましょう!



5. 勤務間インターバル制度

○1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みである「勤務間インターバル」が努力義務化される(労働時間等設定改善法改正)。

【例:11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

6. 高度プロフェッショナル制度

○職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人同意や労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

対象業務	高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務
対象労働者	①使用者との間で書面その他の方法による合意に基づき職務が明確に定められている ②使用者から支払われると見込まれる賃金の額を1年間当たりの賃金の額に換算した額が平均給与額の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上(=労働基準法第14条に基づく告示の内容(=1,075万円))
手続き	①労使委員会の五分の四以上の多数による議決により決議 ②決議を行政官庁に届出 ③書面その他の厚生労働省令で定める方法による、労働者同意
健康管理時間	事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間との合計の時間(「健康管理時間」)を把握
健康確保措置	義務:104日以上(かつ4週4日以上)の絶対休日確保 さらに選択:①インターバル規制の導入かつ深夜業の回数制限 ②健康管理時間の上限設定(1ヵ月・3ヵ月) ③2週間連続の長期休暇 ④疲労蓄積状況等をチェックの健康診断

施行スケジュール

法律	CHECK! 罰則/私法上の効果	
	大企業	中小企業
労働基準法改正	時間外労働の上限規制	2019年4月1日
	【※上限規制の適用猶予】 自動車運転、建設、医師、鹿児島県・沖縄県の砂糖製造	2024年4月1日
	有給休暇の取得義務化 高度プロフェッショナル 勤務間インターバル など	2019年4月1日
同一労働同一賃金の法整備	中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止	—
	パート・有期	2023年4月1日
	派遣	2020年4月1日
		2020年4月1日

「Action!36」取り組みスタート!!

長時間労働を是正し、組合の有無にかかわらず、すべての職場でのより良い働き方の実現をめざし、36協定の適切な締結など、職場における取り組みの徹底とともに、地域や社会における機運の醸成を通じて、働く人たちのセーフティネットづくりをめざします。

サブロク

“36協定”のこと

“残業”にもルールがあるのをご存知ですか?

36

3月6日は「36(サブロク)の日」になりました!

※日本記念日協会に登録

もっと知ってもらいたい。ちゃんと守ってもらいたい。長時間労働をなくすために...

連合だけではなく、使用者団体等の関係団体と連携して、声をあげます

特設サイト <http://action36.jp/>





安全・安定な運行にむけて出発進行!

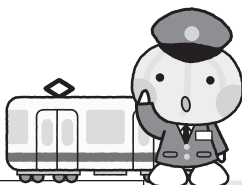
————— JR連合三重県協議会



▲やっぱり、制服姿や作業服姿のみなさん、かっこいいユニ。

今回は、JR連合三重県協議会にお邪魔しましたユニ。

取材当日は、お昼休み、JR亀山駅に加盟組合のみなさんにお集まりいただき、記念写真をパチリ。JR亀山駅は、JR東海とJR西日本のバトンタッチをする重要な駅となっているユニ。



どっちがどっち??

JR東海さんと
JR西日本さんでは
制服がちがうユニ!?



▲JR西日本さん



▲JR東海さん

JR連合三重県協議会とは

1 番線

JR連合は、JR各社及びJRグループで働く約8万人の仲間が加入するJR最大の産業別組合です。JR連合三重県協議会は、三重県下のJR東海（JR東海ユニオン）JR西日本（JR西労組）JR貨物（JR貨物鉄産労）で組織構成しています。連合三重には、560名の組合員が加盟しています。

JR連合三重県協議会のおもな活動は

2 番線

「安全安定輸送の確立」「鉄道の特性を活かした持続可能な交通づくり」を標榜し、あるべき交通政策を明確化し、国民の生活や地域を支えるJRを着実に発展させていくために、JRの置かれた現状と課題、私たちの要求・提言活動を推進しています。

JR連合三重県協議会の自慢できることは

3 番線

JR連合三重県協議会は、「3社3単組」で構成された組織ですが、会社間の壁を超えた人間関係が構築されています。各社の共通課題である「安全安定輸送の確立」を基に多くの議論ができる関係性となっています。

連合三重のみなさんにひとこと

4 番線

積極的に参画できていないところもあるJR連合三重県協議会ですが、多くの組合員に連合三重の活動の良さを浸透させると共に、連合三重に集結する皆様とのコミュニケーションを図りたいと思っています。今後ともよろしくお願いします。

安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

N 三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

R 健全・安心・貢献 東海ろうさん

〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

G 保障のことなら 全労済

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

全労済は、共済事業をとおして「労働者福祉運動」をサポートします。

U 三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。